

## 板橋区廃棄物処理手数料等の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例(平成11年板橋区条例第49号)第55条に基づく廃棄物処理手数料又は動物死体処理手数料の減額又は免除(以下「減免」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の実施)

第2条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則(平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。)第44条に定める減免の事由及び割合については、別表の区分により行うものとする。

(災害等減免申請手続期間)

第3条 規則第44条第1号に該当する者の減免申請手続期間は、原則として廃棄物等の発生の原因となる災害が発生した日の翌日から起算して90日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、り災証明書等の提示があった場合は減免申請を受けけるものとする。

(減免理由の重複)

第4条 別表に規定する減免事由が複数にわたり該当した場合は、減免割合の最も高い割合を適用する。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年3月11日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表 廃棄物処理手数料等の減免の区分（規則第44条関係）

号	減免事由	減免割合	必要な書類等	備考	
1	暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な災害を受けた者	免除	広範囲の場合は減免申請書等を省略することができる。		
2	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項に規定する支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。）を受けている者	免除	保護を受けている者は被保護世帯であることが確認できる書類（福祉事務所の発行する証明書）を添付。 支援給付を受けている者は支援を受けていることが確認できる書類（本人確認証又は本人確認証の写し等）を添付。		
3	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者	免除	支給を受けていることが確認できる書類（児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当受給証明書の写し等）を添付		
4	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第1項の規定に基づく遺族基礎年金の支給を受けている者及び同法附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	免除	支給を受けていることが確認できる書類（遺族基礎年金証書又は老齢福祉年金証書の写し）を添付する。		
5	火災等の災害を受けた者（第1号に掲げる者を除く。）	減額（9割以内） 又は免除	災害を受けたことが確認できる書類（火災の場合は消防署、風水害等の場合は区役所が発行する、り災証明書等）を添付	※災害により、住宅又は家財について生じた損害額が、その住宅又は家財の価値の5割以上となった者については免除、5割未満の者については9割減額を基準とする。	
6	その他区長が特別の理由があると認める者	旧再生資源取扱業に関する条例に定める業を営む者	5割減額	旧再生資源取扱業許可証の写し及び事業現業書（別記様式）を添付。申請内容について事業現場を確認する。	規定上は、減額（5割以内）又は免除
		皮革関連産業を営む者	免除 ※一定量	申請内容について事業現場を確認する。	
		町内会等による道路清掃や町内会が主催する行事から一時的に排出されるごみ	免除	板橋区ボランティアシール交付要綱による。	
		動物死体の届出をする者のうち、土地、建物の占有者等であって当該動物の飼い主でない者	免除	板橋区動物の死体処理作業及び免除申請手続きに関する要領（20板資掃第264号）に定める。	